

要介護 3 にも郵便投票拡大

総務省の研究会報告

選挙における投票環境の向上を検討していた総務省の研究会が 6 月 13 日、投票所に足を運ぶのが難しい人向けの「郵便投票」の対象を、現在認められている最重度の要介護 5 から、要介護 4 と 3 の人にも広げるべきだとする報告書をまとめた。実現すると、対象者は約 61 万人から約 218 万人に増えるという。

郵便投票は、自宅に投票用紙を取り寄せて郵便で投票する仕組み。重度の身体障害者らに認められており、2004 年からは要介護 5 の人も対象になった。

研究会によると、2015 年度に要介護認定を受けた人のうち、要介護 4 の 95.6%、要介護 3 の 80.2% が、寝たきりや「寝たきりに近い」と判定され、投票所に出向くのが難しい状態だと推測される。

高市早苗総務相は 6 月 13 日の閣議後の記者会見で「早期実現が望ましいと個人的には思うが、各党各会派で議論いただく必要がある」と述べ、国会での議論に委ねる考えを示した

(朝日新聞・東京 2017 年 6 月 14 日)